



総務文教

「中学校給食は」

■5月27日開催

教育委員会の考え方を聞く。

- ①食育の観点から、生徒全員を対象とする。
- ②朝食の欠食や、生徒の個性化が増加する今、食環境の改善は、教育の責務。
- ③献立の作成・食材の選定・調達を町で行い、給食調理・配送などを業者に委託する方法を採用したい。
- ④配送は、食缶運搬方式。小学校に近いスタイル。献立は小中学校とも同じで量が異なる。

盛り付けまで10分、食事15分、片付け10分程度で、昼食時間内に納まる。
アレルギー対応は家庭からの弁当もあり得る。

全員給食は、教職員に手間をかけるし、財政負担は大きい。教職員をはじめ、保護者への意見を聞きながら、理解を求める。必要があればアンケートも実施。
説明会での意見や、給食の方式に掛かる設置費用や

運営経費などの財政負担や、長所・短所の比較資料の提示を依頼した。

④北小学校跡地施設の運営
今年度から体育館・給食棟などの改修工事に着手。

通学範囲は、播磨町・加古川市・高砂市で、知的障害を対象に小学部・中学部・高等部で180人の通学を予定。
地元説明は、計画案を固めてから行う。

地元から要望のあるグラウンドゴルフ場は、道路隣接部で確保できる。
今後、交流施設のスペース(600㎡以上)と場所、駐車場や歩道の整備などを要望する。

土山駅南地区の開発
現時点では計画を中断。整地について一千万円を要する。暫定整備にお金をかけたくない。「NPO法人スポーツクラブ21は」より緑化の申し出を受けている。
誘致の協議相手の病院は、

成について、老人保健制度が公費約5割、拠出金約5割で、後期高齢者医療制度は公費約5割、支援金約4割、保険料約1割となっている。主な質疑は次の通り。

Q 保険料の年金天引きは、市町村と社会保険庁のどちらがするのか。
A 社会保険庁が年金天引きを行い、その額を市町村に振り込んでくる。

Q 将来において軽減措置を行うのか。
A 広域連合で進める事業であり、一般会計の繰り入れは考えにくい。

Q 国民健康保険は国からペナルティーが課せられていないのか。
A 国民健康保険は国からペナルティーが課せられていない。

建設水道

「安全な道路対策は」

■5月7日開催

平成20年度新規事業の概要及び実施計画について、所轄グループから説明を求め、その後、質疑を行った。

Q JR土山駅西側踏切の南側の道路改良を断念したが、用地買収可能な3軒を買収して、歩道の新設や車道拡

資金・人材面などから時間が要する。
交渉相手は、総合病院でも、小児科でも産婦人科でもない。

適正価格で土地を貸与するなら議会の議決は不要。
コミュニケーションバス導入検討
運行経費見込みは、初期投資400万円、年間運行経費2705万円、運賃収入541万円(収支率20%)、国庫補助は3年間2分の1補助あり。今年度の実施は見送り。

民生生活

「後期高齢者医療制度は」

■4月23日開催

ゆうあい園を視察

施設の目的は、障がいに応じた生活指導、作業指導を行うとともに基本的な生活習慣を養い、自力生活、集団への参加ができるよう援助することを目的としている。主な質疑は次の通り。
Q 作業量と現状の課題は。
A 作業量が減っている。不景気でなかなか作業がない。
Q 作業工賃は。

タクシー形式なども組み合わせる町全体も見据えて検討したい。

町は交通弱者の足を確保することが目的。乗合型・近隣との連携・福祉子ケツト配布など、議会の提案に対しては、方向性を検討したい。

議会が出前する
「住民懇談会」
7月20日、東部3センターで開催。



▲ゆうあい園の運営状況などについて説明を受ける

A 月額6千円、これは作業収入があったから払えた金額。もちろん作業収入が減れば作業工賃も下がる。この4月から支払方法は日給。

Q 国・県・町からの補助金額は。
A 現在、小規模通所授産施設運営費の補助金として1千万円。国500万円、県250万円、町250万円。

Q 障害者自立支援制度移行における問題点は。
A 在籍者20人が引き続き

幅を行う考えはないのか。
A 当初の構想にそぐわないため、事業効果はなく、部分的な用地買収はしないと決定している。

Q 神戸新聞で「開かず」「狭い歩道」解消へ、踏み切り12カ所を改良との報道があったが、山陽電鉄の大中踏切の対応は。
A 国に歩道の拡幅を要望して踏切の改良許可を得ている。9mに拡幅する計画で主に歩道を整備する。踏切の改良が進んでいないので新聞に掲載されたと思うが、県と相談しながら22年度には工事に着手したい。

Q 当町には市街化調整区域が何ha残っているのか。
A 播磨町には84haの調整区域があり、このうちの大東地区14・1haと、野添北地区3・9haの、計18haの見直しを検討している。

Q 町道浜幹線と特定道路財源との関係は。
A 地方特定道路整備事業の多くは道路特定財源に依存しており、大いに関係する。まちづくり交付金についても道路特定財源から補助される。

Q 宅地開発する場合において、地元住民との話し合いを持つ規定を要綱に盛り込まれないか。
A 都市計画法の基準では、隣接者の同意だけで開発できる。行政から開発の条件として地元説明会の義務づけは無理である。業者に説明会を依頼した場合、開催していると思う。

広報公聴

「タブロイド版を検討」

■5月8日(大阪府島本町)
■5月9日(石川県内灘町)視察研修

島本町では、議会だよりをタブロイド版で発行しており、記事の内容や経費削減などについて議論した。

内灘町では、特集記事に知恵を絞り、住民の視点に立った課題やタイムリーな話題、本議会後の追跡など学ぶ点が多かった。



▲議会だよりをタブロイド版で発行している島本町を視察

後期高齢者医療制度
平成18年の「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立。これを受けて、老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改定された。
老人保健法との違いとして、運営主体はこれまで市町単独であったが、後期高齢者医療制度では県下市町で構成される広域連合です。患者負担は1割、現役並み所得により3割で従来と同じです。
後期高齢者医療制度では、自己負担を除く1割を保険料として徴収する。財源構

明して問題がなかった。法律上の問題は無い。
Q 3年を経過しても水洗化しない人の理由は。
A 老人世帯など経済的に困難な人は少なく、空き家や長期不在が一番多い。

Q 下水道受益者負担金を納付しなくても、水洗化使用できるのか。
A 受益者負担金は当初賦課した人にしか請求できない欠点があり、賦課後5年で時効となる。下水道協会の指導で、差し押さえが出来るようになった。